

ウル第三王朝時代の相続について

——ラガシュを中心に——

大江 節子

はじめに

現在多数出土しているウル第三王朝時代 (ca. 2100-2000 B.C.) の裁判記録には、婚姻、貸借、所有権の帰属、売買、殺人、窃盗など、人々の日常生活上の様々なトラブルとその裁決が記録されている。

古バビロニア時代になると、相続の絡んだ、土地・家屋の所有/占有に関する裁判記録が格段に増え、相続による所有/占有の問題が、人々の間で無関心ではいられない大きな問題となっていたことがうかがえるが、ウル第三王朝時代の裁判記録も、相続に関する具体例をかなり伝えている。

古バビロニア時代は私的経済が急速に進展した時代であり、またウル第三王朝時代も、国家・王室経済と並んで私的経済が展開していたことは諸学者の認めるところである。耕地売買記録こそ出土していないが、家屋敷や果樹・菜園は個人の所有であった。ウル第三王朝時代、裁判で相続権が争われているのも当然であろう。

ところで、王朝創始者ウルナンムが編纂させたとみられるウルナンム「法典」¹⁾は、

1) 第2代王シュルギによる編纂の説もある。S. Kramer, "The Ur-Nammu Law Code: Who Was its Author?" *Oriens* 52(1983) pp. 453-456.

ハンムラビ法典をはじめとして、ふつう、立法理念を織り込んだ序文・後文を備える一連の楔形文字法規集は、発掘当初、現実に発布された法典と理解されていた。けれども、規範内容の偏り、一連の法典による同一トピックスの繰り返しや普遍性のない法規の繰り返し、裁判記録に全く法典への言及がないこと、規定内容と現実との隔り、などから、これらを現実に発布された法典と見なすことに疑問が持たれるようになり、特に1960年代以降、その資料的性格が活発に議論されるようになった。筆者も、これらの楔形文字法規集を、そのまま、実定法として発布された法典と見なすことには疑問を感じるため、括弧付きで法典と呼ぶことにした。「法典」の性格をめぐる議論については、F. Kraus, "Ein zentrales Problem des altmesopotamischen Rechtes: Was ist der Codex Hammu-rabi?" *Genava* 8(1960) pp. 283-296; J. Finkelstein, "Amisaduqa's Edict and the Babylonian 'Law Codes'," *JCS* 15 (1961) pp.91-104; W. Leemans, "King Hammurapi as Judge," *Symbolae David* II, 1968, pp.105-129; H. Petschow, "Die §§ 45 und 46 des Codex Hammurapi. Ein Beitrag zum altbabylonischen Bodenpachtrecht und zum Problem: Was ist der Codex Hammurapi?" *ZA* 74(1984) pp. 181-212など参照。

現在のところシュメール時代には唯一の「法典」であるが、欠損部分が多く、これまでのところ復元されている32条項の法規の中には相続の規定は見当らない²⁾。さらに、いわゆる行政・経済記録には相続への言及が全くなく、その他の諸資料からもほとんど情報を得ることができない。この時代の相続について手がかりとなるのは、今のところ裁判記録が唯一といってよい。

ウル第三王朝時代の相続については、管見の限り、A. ファルケンシュタインが初めて研究に着手し、体系的なアプローチを試みている。1956-57年、ファルケンシュタインは裁判記録群を集成して出版した際、それからうかがえる実定法を総括的に考察し、その中で相続の問題も取扱った[Falkenstein 1956 I : 110-116, 128-129]。ただし、それは法全般を扱う中でふれられたのみであったから、必ずしも十分な分析であったとは言いがたい。その後も相続に関わる裁判記録は少しずつ増えているが、わずかなテキストの解釈が行われたのみであった³⁾。従来、この時代の相続については、古バビロニア時代の研究から得た知識をもとに、印象的に理解されるのが一般である⁴⁾。そこで本稿では、ウル第三王朝時代の裁判記録を詳細に検討して相続に関わる記事を集め、具体的な例を挙げつつ整理、考察して、現在のところ確認できる相続の有様をできるだけ明らかにしてみたい。

ところで、相続は、婚姻形態、家族形態と直接関わり合っている。従って、相続の問

2) 第5条、不自由身分の男性 *ir* の婚姻に関する規定の中には、不自由身分の男性が(ある種の)自由身分の者 *dumu-gir* と婚姻をして生れた息子について、『……男子1人を彼(= *ir*)の主人に奉仕させるべし。……奉仕した男子は、父の家の動産 *nig-ga* の半分を、[父]の家の壁 [] ……』とあるが、肝心の箇所が欠損しており、文意不明である。Si 277 iii 65'-75'.

3) Sollberger 1976 : no. 5; Durand 1977 : 125-136; Owen 1980 : 170-184; Roth 1984 : 9-14.

4) 古バビロニア時代における相続の研究は、ウル第三王朝時代に較べてかなり豊富である。いくつかを挙げると、J. Klíma, *Untersuchungen zum altbabylonischen Erbrecht : Monographien des ArOr* 8, 1940; Kraus, "Zum altbabylonischen Erbrecht," *ArOr* 17/1(1949) pp. 406-412; Klíma, "La position successorale de la fille dans la Babylonie ancienne," *ibid.*, 18/3(1950) pp. 150-186; G. Driver and J. Miles, *The Babylonian Laws* I, 1952, pp. 324-358; Kraus, "Vom altmesopotamischen Erbrecht," in *Essays on Oriental Laws of Succession: SD* 9, 1969, pp. 1-17; id., "Erbrechtliche Terminologie im alten Mesopotamien," *ibid.*, pp. 18-57; J. Paradise, *Nuzi Inheritance Practices* (Ph. D. Dissertation, Univ. of Pennsylvania, 1972); E. Prang, "Sonderbestimmungen in altbabylonischen Erbteilungsurkunden aus Nippur," *ZA* 70(1980) pp. 36-51 など。

題は、これらの理解の上に立って、その中で検討してはじめて正確な把握が可能であろう。ただし、後に述べるように、ウル第三王朝時代を含めてシュメール時代の家族形態については、資料テキストが十分出土しておらず、今のところ断片的な知見しか得ることができない。相続を扱った記録自体が抱えている問題⁵⁾に加えて、これも、相続研究がこれまでほとんどなされなかった一因であろう。

以下では、まず家族形態、婚姻形態についてふれた上で、裁判記録にみられる相続について検討することにする。

なお、使用する裁判記録は、ラガシュ、ニップール、ウンマ出土のものであるが、圧倒的にラガシュ記録が多い。

I

シュメール語 *é* は、家屋、不動産、神殿・宮殿、などを表わすとともに、「家」*household* の意味でも用いられる⁶⁾。本稿で使用される裁判記録によれば、定まった職業を持って都市に定住する人が、家族とともに比較的小規模なひとつの *é* を構成している。*é* は共住単位であるとともに自律的な社会単位であって、財産の譲渡も、この枠内だけで行われていたよううかがわれる。

ウル第三王朝時代の婚姻は、基本的には一夫一婦婚であり、家父長的な婚姻の特質を示しているが、居住は、夫方居住も妻方居住も確認でき、さらに、どちらの親族からも離れて新しい「家」を構成する場合もあったと推測される[大江 1986:88-89]。ただし、結婚した夫婦が、夫方居住もしくは妻方居住を採る場合、その「家」には、彼等の親とその未婚の子供の他にどの範囲の親族が家族として含まれていたかということは判然としない。裁判記録に現われる親族呼称には、祖父(現存記録ではすべて故人として記録されている)、祖母、父/舅、母/姑、彼等の兄弟姉妹、嫁/娘、婿/息子、息子/娘の兄弟姉妹、息子/娘の男女子、があるが、その居住形態や家族としての範囲は定かではない。

ところで、シュメール語 *im-ri-a/im-ru-a* は、親族集団の呼称であり、明確に定義されるには至っていないが、「家族;氏族」と理解されている⁷⁾。*im-ri-a* の語は、ウル第

5) 語義不明な単語や粘土板の欠損によって、内容が十分に理解できないこと、有意義な内容をもつ史料の数が充分でないこと、史料の出土地に偏りがあること、など。

6) *é* “household” については Gelb 1979:1-24 参照。

7) 「家族」という訳を与えるのは Sjöberg 1967:202-209。ショーベリは、今のところ文学テキストにだけ在証する *ildú* の語に「氏族」の訳を与えている。「氏族」という解釈については、B. Landsberger, *WZKM* 57,1961, pp.16-17; *CAD K* pp. 375-377 *kimtu* 参照。

三王朝時代の記録からも検出される⁸⁾が、今のところ、その規模も機能も不明である。ただし、初期王朝Ⅲa期(ca. 2600-2500 B.C.)頃の一記録 TSS 245には、

dumu.dumu 78某₁; (dumu.dumu)[7]2某₂; (dumu.dumu)[7]6某₃; ;
(dumu.dumu) 113某₇; 総計 539 dumu.dumu 7 im.ru

と記されている⁹⁾。中原与茂九郎氏はこの記録を、『7氏族連合体の各氏族長と各氏族員数とを記録したリスト』と解釈された上で、1 im-ru 当り平均77人の各氏族員(dumu-dumu)は、さらに、各自、平均4~5人の家族をもつ小規模な「家」(é)の家長であると想定され、この小規模な「家」にある程度、自律した機能を認めておられる[中原 1963:35-44]。一方、I. ゲルプは、この im-ru を、拡大家族や核家族など、さまざまな形態の家族が集まった大親族集団であるとみなしている。ゲルプは、親族集団の枠の中の基本単位として、核家族を重視はするが、im-ru 集団が有機的組織体であること、従って共同体として機能することも否定はしていない[Gelb 1979:39,56-95]。

アッカド時代(ca. 2370-2200 B.C.)には、実際、土地売買を記したマニシュトゥシュ・オベリスクから、財産共有集団としての、拡大家族を含む氏族共同体の存在が検証されている¹⁰⁾。

ウル第三王朝時代の im-ri-a については、(1) ひとつの「家」(é)を生活の拠点にする、比較的小規模な「家族」を意味したか、(2) 複数の「家」(é)から成る氏族共同体が存在したか、(3) 共同体とすれば、どの周辺に存在したか、(4) 社会全体にどのく

8) ウンマ出土記録 TCL V 6059 obv.12 - rev.6に、『某₁の im-ri-a は灌漑耕地を持っていなかったの、現場監督 ugula 達は、某₂の im-ri-a の10ブルの灌漑耕地から、(代わりの)大麦を取り . . .』とある。10ブルは、一般の家族の耕作面積としては、かなり広い。

9) 「子(孫); 住民; 成員」などの意味をもつ dumu.dumu の解釈が問題である。Jacobsen 1957: 120 note 63 参照。

10) MDP 2 pp. 1-52, pls. 1-10参照。国土に、共同体の所有する土地が存在していたことを初めて指摘した I. ディアコノフによれば、共同体所有の土地は、直接的には共同体を構成する各「家」が所有しているが、各「家」は、より大きな親族集団の一部であり、譲渡は、親族集団の同意を得てはじめて可能となる、という。ディアコノフは、このような所有形態は古バビロニア時代まで続くと考えている [Diakonoff 1975:131-132]。

らの割合を占めていたか¹¹⁾、などの諸点も定かではなく、さらに、(5) 裁判記録にみられる *é* は、自律的な社会単位とみえて実は *im-ri-a* を構成するひとつの「家」か、ということも厳密には分からない。ただし、(5) にたいして肯定的な解答が与えられるとすれば、さまざまな裁判記録の内容からみて、そのような *im-ri-a* からは、すでに共同体としての意義は失われていたとしか考えられない¹²⁾。

当時、どれだけの家族形態が共存し、また自律的な社会単位として機能する平均的な家族集団はどれであったのか¹³⁾、などに関しては、現在のところ、体系的に知るてだてがない。本稿ではこの問題はひとまず措いて、裁判記録からうかがえるままに、記録が対象としている人々のあいだにおける相続の有様について、以下、検討していきたい。ただ、これまでみてきたことから分かるように、本稿で取りあげる相続とは別タイプの相続も共存した可能性があることは念頭に置く必要がある。これについては、当該の記録を残した裁判所の管轄の問題もさることながら、まず、地域的偏差を考慮すべきかもしれない。本稿で利用した裁判記録は、ラガシュ出土68事例、ニップール出土2事例、ウンマ出土1事例である。

II

まず、シュメール語には、相続を表わす専門用語はない。財産の分割、譲渡に使われる術語としては、*ha-la(-ba)*¹⁴⁾「分け前」；*ba*¹⁵⁾「分配する；与える」；*sum*¹⁶⁾「与える」があるが、これらの語は相続にのみ使われるわけではない。従って、厳密には、彼等の

11) ゲルプが、共同体の存在は、全体からみれば、先史・原史時代およびアムル人が侵入してきた経済変動期以外は、あまり国土に比重を占めるものではなかった、と推定している [Gelb 1972: 89-91] のに対して、ディアコノフは、共同体の存在をかなり広範なものと考えている [Diakonoff 1972: 41-52]。

12) 氏族共同体の存在を広範にみるディアコノフも、公有地で奉仕する人々は個別的小家族が特徴的であり、共同体所有地では、大家族による階層構造が特徴的である、としている (佐藤進「古代オリエントの社会構造に関するディアコノフの理論」『オリエント』21巻2号, 1978年, 107頁に拠る)。後に述べるように、シュメール語には、所有と占有の区別が立てられていないことが問題をことさら厄介にしているのである。

13) 行政・経済記録は、一見、夫婦家族あるいは直系家族を彷彿させる記録のしかたを採っており、裁判記録にみられる家族と、ある程度、規模が似通っているように思われる。

14) *ŠL* 589 27; *CAD Z* pp. 139-148 *zittu*; Edzard 1968: no. 68 参照。

15) *Akk. zāzum; qāšum. The Sumerian Dictionary* 2 B pp. 2-10 *ba* 参照。 *hal* も *ba* と同様に *zāzum* 「分配する」の意味を持つ動詞である (*ŠL* 2 12; *CAD Z* pp. 76-84 *zāzu*) が、現存する裁判記録では、財産の分配に *hal* は全く使われていない。

16) *ŠL* 164 15; *CAD N/ I* pp. 42-52 *nadānu* 参照。 *ba* よりもかなり使用頻度は低い (*ITT* II 932; *ITT* III 6447; *ITT* III 6539)。 *ba/qāšum* と *sum/nadānum* に使い分けがあるか否か、はっきりしない。

「相続」行為を、現代的意味で相続と呼ぶことはできないかもしれない¹⁷⁾。さらに、シュメール語には、所有と占有の区別が立てられていない。遺産は一般に *egir* と呼ばれるが、細かく言えば動産を指し¹⁸⁾、不動産には *é* を用いる。

現存の記録でみる限り、「家」における財産享有者は夫と妻である。*ITT* III 6447ではティグリス河畔のナツメヤシ園が、祖父→父→男子へ、*ITT* III 6573では不自由労働者 *ir₁₁* が、祖父→父→男子へ、*ITT* III 6526でも不自由労働者が、義父→女婿→相続人へ、譲渡されたことと記されているが、当時、夫の財産に、家産と、夫個人の所有する特有財産の区別があったか否か記録からは判然としない¹⁹⁾。妻は、夫の財産から区別された、彼女個人の特有財産を所有していた。

夫(妻)の財産は通常その死後分配される²⁰⁾が、生前譲渡する例もあり[たとえば *Durand* 1977 : 126-127]²¹⁾、特定の者に贈与することもできた。また、遺産分割の時期を指定することもできたようである[たとえば *ITT* II 2781]。夫の財産は、家産と特有財産の区別が定かではないので、贈与や遺産の分配が、財産のどの部分からなされるのかは不明である²²⁾。財産の譲渡には、司法が介入する必要はなかった。

裁判記録で、父の財産を取得する者として言及されたもっとも頻度の高い語は *dumu* 「息子」であるが、他の語をすべて列挙すると、*ibila* 「相続人」、*DUMUMÍ* 「娘」、*dam*

17) 古バビロニア時代にも相続のための特別な語はなく、*zázum* が使われるだけである。これについてスカイストは、古バビロニア時代、財産は、生存者財産権によって家族の残りの成員に渡され、それを生存者間で分割したから、それが術語に反映していると推定している。従って、スカイストは、厳密には古バビロニア時代には相続という用語を用いることはできないという [Skaist 1975 : 244]。

18) *ŠL* 209 2); *CAD* A/II pp. 274-277 *arkatu*; *MSL* I pp. 80-81 Tf. 6 ii 29-32; Falkenstein 1956 I : 112参照。「動産」には *níg(-ga)* の方がよく使われる。

19) 従って、*níg-ga ad-da*, *é ad-da* などの表現も、世襲の財か、それとも父の財を指すのかについて学者によって意見が分れている。*Durand* 1977 : 128; *Roth* 1984 : 10など参照。

20) *L* 11003 + *ITT* II 3810は、遺産が父の死後分配されたことを明記しているが、他の多くは状況証拠による。ファルケンシュタインも、遺産分配の時期は、おそらく死後まもなくであろうと述べている [Falkenstein 1956 I : 113]。

21) 生前財産を分配した場合、父の余生の生計をどうするかについては言及がない。

22) 贈与は、妻、女子や第三者に対しても任意に行われうるので、家産の一部が贈与されると、世襲の財産は減少することになる。

「妻」, šeš「兄弟」, を挙げることができる。従って, 以下では, 父(母)の財産が, これらの者によって, どのような内容で, どのようにに継承されるかを検討することに²³⁾。

1. ibila(DUMU.ÚS/i-bí-la)

ibila は, dumu「男子」と ús「(後に)続く」の合成語で表現される場合²⁴⁾ と, i-bí-la と音節によって表現されている場合があり, バビロニア人がシュメール語理解のために作成したと考えられるシュメール語・アッカド語併記語彙集では, ibila に対して, アッカド語 *aplum* があてられている [MSL Ⅲ : 76 Fragm. V16', 148 305; MSL V : 16 100 など]。従って, ibila(=DUMU.ÚS)は *aplum*(<*i/ap(i)l-um)の音を仮借して表意的に表現したものであるということで諸学者の見解が一致しており²⁵⁾, 語義についても, *aplum* が一般に「相続人:長兄姉」として定着していることと, ibila のイデオグラム表現を勘案して, そのまま通常, 「相続人」と認識されている。ただし原義は, 祖先の祭祀を司る者を暗示した, とする説もある²⁶⁾ が, ウル第三王朝時代に関しては, 漠然と財産の相続が假定されている。「相続人」は相続の中心であるから, まずその「相続」の目的と資格者について, 明確にしておく必要がある。

1-1 次の記録 [Durand 1977 : 126-127] は, 一方では代々ニップールの長官 ensí を勤め, 他方ではイナンナ神殿の指揮官 ugula を歴任したウルメメ家に属する者の裁判記録(第

23) 相続は一般に, 被相続人の死後, 被相続人が生前持っていたものを包括的に継承することを指すのであるが, 相続の前渡しと考えられるものもあるため, ここでは, 先学にならって, 死後に限らず, 贈与も含めたあらゆる財産の譲渡を検討することに²³⁾。

24) ファルケンシュタインは, P. コシャーカー, J. クリマによる DUMU.ÚS の解釈を指摘した上で, ウル第三王朝時代には, ibila は DUMU.ÚS/NITA と書かれず dumu「男子」と nita「男性」の合成語が在証される, と述べている [Falkenstein 1956 I : Ⅲ note 6]。しかし, 管見の限りでは, DUMU.ÚS/NITA の字だけしか見当たらない。

25) *AHw* p. 58 *aplum*; Falkenstein 1960 : 313 など参照。

26) F. Thureau-Dangin, *RA* 10(1913) pp. 93-100では, *aplum* はさらに遡って逆にシュメール語 i「脂」. bil「燃やす」からの借用であり, i-bil (>i-bí-la) は燔祭に関連するから, 語源は祖先祭祀における供犠献納者を暗示する, と説明する。一方, H. Pognon, *RA* 9(1912) pp. 128-131は, 灌奠との関連から祖先祭祀を司る者と解釈する。

5代王イッピシン治世2年)であるが、

イナンナ神殿の指揮官 *ugula* の長男ルガルギズキムズィは(父親を)アマルスエン王に訴え、確証された。イナンナ神殿の指揮官は死を宣告されるが和解し、王は彼を(恩赦して)生かした。二度目に(ルガルギズキムズィは)、イナンナ神殿の指揮官を・・・(数件の罪で)・・・訴え、長官 *ensi*(他2名の高官)の前で裁判にかけた。が、確証されず、(イッピシン王は、ルガルギズキムズィに)死を宣告[した]。そして、イナンナ神殿の指揮官は、ルガルギズ[キムズィ]の *ibila* の地位を/として(?)、彼(=ルガルギズキムズィ)の弟ルバルシャガに、イナンナ神殿の指揮官職、世襲/父(?)²⁷⁾の邸宅と家財道具、王の財の中の隣接家屋、世襲/父(?)の財を[与えた]。[ルバルシャガとサグエンリルとウルアババは]、イナンナ[神殿の指揮官職]、世襲/父(?)の邸宅と家財道具、隣接家屋、世襲/父(?)の財の、彼(=イナンナ神殿の指揮官)の三均等分配について、(将来)文句を言わないことを王の名にかけて誓・・・

とある。イナンナ神殿の指揮官には4名の男子(ルガルギズキムズィ; ルバルシャガ; サグエンリル; ウルアババ)がいる²⁸⁾。長子が *ibila* であるが、彼の抹殺によって *ibila* の地位は次子に譲られる。シュメール語特有の、脈絡の曖昧さに加えて、タブレットの校訂が不可能なために²⁹⁾、(1) ルバルシャガに移譲された *ibila* の地位と、イナンナ神殿の指揮官職や諸々の財産との連関、(2) 父親による三均分の内容はどの箇所まで係るか、が不明である。けれども、*ibila* の地位の譲渡に伴ってルバルシャガに与えられたものの残り、あるいは全てが、*ibila* を含めた三人の男子に均分されているから、ここでは「相続人」*ibila* は、財産相続人の意味の呼称ではない。*ibila* の相続の目的は財産相続とは別のところにあり、財産の取得は二次的、結果的なものであったと言わなければならない。裁判当事者の家系は、ニップールの上層階級に属し、従ってそれだけに、ここに見られる *ibila* は本来の観念を踏襲している可能性が強い。この事例だけでは、相続の

27) 本稿註19) 参照。

28) ウルメメ「家」の系譜は、ある程度知ることができる。イナンナ神殿の指揮官その名ルガルエンガルドゥには、さらにシェシュカルラなる息子がいたが、裁判当時はすでに死亡していたようである。W. Hallo, "The House of Ur-meme," *JNES* 31(1972) pp. 87-95; R. Zettler, "The Genealogy of the House of Ur-Me-me: a Second Look," *AFO* 31 pp. 1-9参照。

29) 当該テキストは、個人所有のものであるため校訂ができず、デュランによる1977:126-127の手写が唯一の手がかりである。ロートが、R. ツェトラーによる系譜に依って、テキストを再吟味し、欠損部分を補充しているが、厳密には不明な点が多い [Roth 1984: 9-14]。

目的が何であるかを速断することはできないが、相続の観念は未だ物質化しておらず、ibila とは、祭祀とか、家長としての父の身分、などの「相続」をする者を指しているのかもしれない³⁰⁾。このような「家」における相続を、そのまま一般化することはできないが、相続目的が元来は財産ではなく、ウル第三王朝時代でも、その本来の観念を、少なくとも一部では残していた、ということは念頭に置く必要がある。

そこで、残りの事例(ラガシュ68, ニップール・ウンマ各1)に言及された全ての「相続人」ibila について、同様に相続の目的を検討したが、財産相続を目的としない ibila の例は、他には見出すことができなかつた。史料の不十分なニップールとウンマは措いて、ラガシュ記録では、ibila はもっぱら財産の所有権を争っており、ibila であることがすなわち財産相続人を意味しているようである。おそらく、少なくともウル第三王朝時代には、ラガシュの一般の「家」では、相続人と相続人でなく財産の継承だけをする男子の差がなくなって、財産相続人がすなわち ibila とみなされるようになっていたのではないだろうか。次にみるように、相続人が複数であることも、それならば説明がつく。

1-2 裁判記録は、『・・・ドゥドゥの(死)後、長官 ensí の許に、ドゥドゥの相続人達が(係争を)蒸し返してきた・・・』[ITT III 5279]、『・・・ゲメディンギルラは、不自由労働者 géme として、ギルヌタの相続人達(のもの)と確定された・・・』[ITT III 5246+ITT III 6513]のごとく、特別必要のないかぎり相続人を一括して類別的に呼称しているので、その出自・性別なども分からない場合が多い。けれども、ibila のイディオグラム(DUMU.ÚS/NITA)と、相続人を個別に挙げた数少ない史料³¹⁾、および、古

30) ロートは、相続の目的を父親の職業と推定している [Ibid. : 13-14]。しかし、(1)文脈からは、ugula の地位と限定するのはむづかしいこと、(2)兄弟サグエンリルがイッピシン5年には ugula であったことが確認されているが、ルバルシャガが ugula であったことを証拠づける記録は現在のところ出土していないことから、速断はできない。

31) ITT II 960 『・・・私の相続人ルニンギルスをあなたの女婿たらしめ・・・』(ルニンギルスは当発言者の男子である) ; ITT III 6528 『・・・カルラ(=父親)は、息子を相続人(の地位)から外したと(カルラ)妻が誓・・・』 ; Durand 1977 : 126-127 (相続人は男子、本稿7-8頁参照) ; NATN I 302 (本稿11頁参照。相続人たる2人とも男子) ; ITT III 5276 obv. ii 7'-rev. i 7 『・・・父親は、大臣 sukkal-mah の前で、息子アダを相続人(の地位)から外し、ルバが(アダを)自分の相続人にした・・・』(養(男)子が相続人) ; ITT III 5276 rev. i 8 - ii 5 + ITT III 6570 rev. i 1'-3' 『・・・ウルシュルの娘ニンナムマフニとニンヘドゥは、ルガルイムドゥアの相続人達である・・・』(養女が相続人)。

バビロニア時代の例を勘案すると、基本的には男子が相続人だったことは疑いない。さらに、上記 *ITT* III 5279, 同5246+6513にも見られるように、相続人は圧倒的に複数であり、例外は、養子をとって相続人にした1例と、粘土板の欠損で確認できない場合だけであった(この点でも、先に挙げたイナンナ神殿指揮官の「家」の相続は特異である)。ただし、必ずしも男子全員が父の相続人になるというわけではない³²⁾。先に、ラガシュでは、*ibila* の相続の目的が物質化していたと推測した。このように相続人が複数であることから、その相続の目的が、被相続人の人格の継承や、職業、家長としての身分、といったものでなかったことは明らかである。

女子も相続人になる可能性があった。ウル第三王朝時代のラガシュの支配者 *ensí* グデアの碑文に、『男子/相続人(?) (*DUMU.NITA/ÚS*) がいない家は、女子 (*DUMU.MÍ*) を *ibí-la* にすべし』 [*Gudea Stat. B 7 44-46*] とあることから、従来、女子は、男子がいない場合に相続人になると考えられている。現実はどうであったか史料からは確認できなかったが、いずれにせよ、男子に較べて劣った地位にあることは確かである³³⁾。

養子も相続人になることができた。というよりも、むしろ必要に応じて養子をとって相続人にした³⁴⁾。

32) 例えば、*ITT* III 5286 obv. i 2-7には、『(故)マシュグラ所有の不自由労働者を、マシュグラの相続人達が訴えた。*maškim* は、マシュグラが、(生前、前の)長官 *ensí* ルギリザルの前で自分の息子クバウにその不自由労働者を贈与したということ(を証言するために)、(現在の)長官ウルマの前に出てきた。・・・不自由労働者とその子供は、マシュグラの息子クバウ(のもの)と確証された。(そこで)マシュグラの相続人達は断念した・・・』とあり、明らかに、息子クバウと相続人とは区別されている。*ITT* III 5279も同様である。*ITT* III 6528では、息子が婚姻を機に相続人の地位を廃除されている。

33) コシャーカーは、*aplum* の淵源を探ることによって、*ibila* は祖先祭祀を行い祖名および被相続人の人格を継承する者であるから、女性は参加できず、本来的に男性卑属のみが *ibila* の資格をもち得る、とし、故人の遺産は本来息子だけが継承したと解釈する [*Koschaker 1914: 29-30*]。クリマはさらに、元来長子だけが相続人になったと仮定している。*J. klíma, Monographien des ArOr 8, pp. 4-8*。ファルケンシュタインも、裁判記録の中で、一括して類別的に呼称された相続人は全て被相続人の息子達と解釈している [*Falkenstein 1956 I: 112*]。

34) 当時、養子は多かったようである。*Edzard 1968: no. 89; MSL I pp. 46-47 Tf. 3 iii 67-72; FLP 1287 iv 25-34* 参照。ハンムラビ「法典」では、185-193条に養子 *tarbitum* に関する規定があまれている。

さらに、ファルケンシュタインは、不自由労働者 *ir* が解放されて主人の相続人になる場合があると考えている。ただし、それは、主人と不自由身分の女性 *gēme* との間に生れた子供が嫡出子として認められた場合にかざられているという³⁵⁾。

以上が、現存する史料から得られる相続資格のある者であり、要するに被相続人の子(特に男子であり、実子・養子を区別しない)である。本章のはじめに、父の財産取得者として *ibila, dumu, DUMU.MÍ, dam, šeš* が記録に挙げられていることを述べたが、基本的に男子(稀に女子)が相続人になるわけであるから、テキストに *dumu*(あるいは *DUMU.MÍ*)と書かれているのは、実は *ibila* である男子(あるいは女子)を、被相続人との血縁関係を強調して *dumu*(あるいは *DUMU.MÍ*)と書いたケースだったわけである。

被相続人は、いったん相続人となった者を廃除することもできた。*ITT* III 5276 rev. i 8- ii 5 + *ITT* III 6570 rev. i 1'-3' では、養女をとって相続人にしたが、結婚相手が婿入りしないため、養女を相続人から廃除している(本稿19頁)。廃除に法的手続が必要か否かは定かではないが³⁶⁾、ハンムラビ「法典」168-169条は、むやみに廃除すべきでないことを規定している。

相続内容の詳細は、各々、資格をもつ者の項でみていくことにする。

2. 男子

父の遺産相続の優先権をもつ者は、男子である。ただし、ニップール出土記録 *NATN* I 302には、

アララとウルドゥンは共に相続人であり、世襲/父(?)の[不動産]を分配した。(その後)[ウ]ルドゥンが死亡し、ウルドゥンの妻[ゲメ]スエンが、[ウル]ドゥンの分け前の[耕地]、家屋、財物に関して、[ア]ララを、長[官 *ensí*]の[前]で[裁]判にかけた。郊外にある・・・の耕地 *gán a-ša* と・・・耕地 *a-ša* と、[]と市中にある家財道具、(すなわちかつての)ウルドゥンの分け前と、(合計13名)の男女不自由労働者 *sag-nita, sag-Mí*、およびナムハニ(=死亡した父親)の家屋をアララに分配す。・・・9 イクの耕地と家財道具と、[]と[]全部と、郊外にあ[る]家[屋](?)全部と家財道具、(すなわちかつての)アララの分け前と、市中にある豪華な椅

35) Falkenstein 1956 I : 93-94, 112. ファルケンシュタインは、L 235をその例として挙げている。

36) 原田 1967 : 291 3(注) では、裁判所の協力が必要であったとみている。

子、および(合計14名の)男女不自由労働者をゲメスエンに分配した。(両人は、将来トラブルを)蒸し返さないことを誓・・・

とあり、父の死によって夫が相続した財産を、夫の死後夫の兄/弟に横領された妻が、その返還を請求して裁判をおこし、勝訴していること、BM 19360[Sollberger 1976: no. 5]には、

ウルトゥルの妻シラトゥルは、ウルトゥルの死後、他(の男性)と結婚したので、ウルトゥルの家屋は、ウルトゥルの息子ウルラマ(のもの)と確定した。シラトゥルは断念した・・・

とあることから、ウル第三王朝時代の寡婦の地位は、古バビロニア時代とは違い、夫の死後、まず妻が財産相続の優先権をもった、と考える研究者もいる[Owen 1980: 174-175]。しかし、(1)本稿で利用した、相続に関する裁判事例71件のうち、妻が夫の遺産を請求した例は、上記 NATN I 302, BM 19360以外には、舅が姑に贈与した財産に対して、夫を亡くし男子を抱えた妻が裁判をおこす ITT III 6528(本稿16頁)と、夫の死後、妻すなわち嫁が、舅の家屋敷を訴求した ITT III 5656の2例がみられるだけである。このうち、NATN I 302と ITT III 5656は、ITT III 6528のごとく、妻すなわち母が幼い子の代わりにその所有権を訴求した記録であるかもしれない[Falkenstein 1956 II: nos. 29, 180 comments]。また、BM 19360は、後に述べることになるが、(亡)夫が妻に、扶養のために家屋の用益権を与えていたと読むべきであろう。それにひきかえ、男子(相続人)が父の遺産を訴求した例は31件ある。(2) ITT III 6559, L 9009では、母が生存しているにもかかわらず、父の遺産は男子(相続人)が継承している³⁷⁾。(3)先に引用したイナンナ神殿指揮官の財産分配の例でも、妻への言及は全く

37) ITT III 6559 『・・・5名は、メイギザルラが故ギギの不自由労働者 gême で[ある] (という事実の) 証人である。メイギザルラは反論した。(しかし)、彼女(=メイギザルラ)は逃亡した(のであって)売却してはいない(ということ)を、ギギの妻とその息子が誓った。メイギザルラとその子供は、ギギの息子(のもの)と確定した』。

L 9009は下部が破損しているが、内容は判読しやすい。『某が植樹したドゥドゥの果樹園(に関して)ルマルザの妻と相続人が某のところへ現われ、「もし7日間のうちに果樹園の裁判に出て来ず、果樹園をドゥドゥから購買した(事実を記した)粘土板を持参しないなら、あなたはその果樹園の持ち主ではない」と伝えた。・・・ [某は、粘土板を持参しなかったので、その果樹園は(故)ルマルザ]の相続人達(のもの)と確定した]・・・』

ない。

以上のような状況は、妻が優先的に夫の遺産を相続した結果生じたのではなく、妻が原則として夫の遺産の相続権を持たないから生じたのであろう。男子は、父の遺産相続の優先権を持つからこそ、当然の権利として、父の遺産を訴求するのであり、少しでも多くを取得しようとして常にトラブルを引き起こしていると考えの方が自然である。後述するが、父の生前の債務や違約は、すべて男子(相続人)が処理している。

男子は、父の遺産だけでなく、母の遺産に対しても優先的な相続権を持っていたようである。ITT Ⅲ 5246+ITT Ⅲ 6513および、ITT Ⅱ 3541では、生前母が所有していた不自由労働者をめぐって、『母親の不自由労働者である(から自分のものである)』という理由で、裁判で所有権を主張している。

男子は、生前の贈与を受けることもあった。

贈与物は遺産相続の際には分割の対象とはならず、相続人達はこれを請求することはできない。遺産分割の際には、贈与物をめぐって、贈与か否かでよく紛争が起っている。ITT Ⅲ 6557は、夫から妻への贈与をめぐる争いの記録であるが、

[・・・・頭の雄牛と、男女不自由労働者を某は]その妻ゲメニンギズィダに贈った(ということ)をマアンシとシェシュカルラとアルシアフが誓って証言した。

雄牛と、男女不自由労働者は、ゲメニンギズィダ(のもの)と確定した・・・・

とある。このように、贈与に関するトラブルを扱った裁判記録は、必ず贈与事実の証人を挙げ、ほとんどの場合、それは第三者である。おそらく贈与がトラブルを引き起こしやすいために、あらかじめ第三者を介入させるか記録に留めるなど、後日、贈与事実を証明できるような手段を講じたうえで贈与したものである³⁸⁾。贈与について、筆者は、贈与約束は生前に行われるけれども、その実効力は贈与者の死後発生するのではないかと考える。記録はそれについて何も言及していないが、生前すでに受贈者の財となって既成事実ができ上がっているのであれば、贈与者の死後のこのような多くのトラブルは考え難い。必ず証拠を残して贈与するのも、生前には贈与約束のみが行われていたからではないだろうか。

NATN I 302では、相続人である2人の男子が遺産を分割している³⁹⁾。イナンナ神殿指揮官の財産分割では、相続人が特分を取った後⁴⁰⁾、兄弟が均分した。上記2枚のニツ

38) ハムラビ「法典」でも、贈与には証拠記録の必要ないことがいわれている。CH 150, 165, 179, 182-183。

39) 分配の割合については厳密には分らないが、ほとんど均分のようにみえる。本稿11頁参照。

40) 財産上の特分か否かは不明。

プール記録は、財産分割を全体的に記述し、取得財産の多いことが知れる。ラガシュで係争となった相続物件は、家屋敷 é, 地所 é-ki, 不自由労働者 iri, ir, géme, ナツメヤシ園 kiri⁶⁸gišimmar, ナツメヤシ樹木⁶⁹úr-gišimmar, 果樹園 kiri⁶ などであるが、おそらく譲渡財産の一部であろう比較的わずかな量の帰属が争われている。なお記録からは、相続人の遺産配分の割合をうかがうことはできなかった。

均分相続をすれば、原則として大規模な家父長的家族形態は成立しえない。ラガシュでは、配分の割合は分からないが、相続人は複数であり、それらがいくらかずつ遺産を分配するわけであるから、いずれにしろ、大規模な家父長的家族は生れないであろう。

ITT II 2781には、後に述べるように、不自由労働者の用益権を妻に与えること、妻の死まで、夫の遺産を分割すべきでないこと、が定められている。おそらく夫は、妻の扶養を息子に義務づけることを生前取り決めたものと思われる。ITT V 6836, ITT II 931も同様である。男子は相続権をもつ代わりに、このような義務を負うこともあった。

ただ、父の財産の相続権は男子(相続人)にあるため、一時その用益権が母に与えられようとも、所有権は男子(相続人)の手に残っている。

ITT II 3538では、父による契約不履行の結果生じた負担を、おそらく相続人であろう男子が処理している⁴¹⁾。ITT III 6463では、亡父の残した家屋が与えた損害について、その男子が訴えられている。彼は、『私はその損害を賠償しない。(代わりに)その家屋を持って行ってほしい』と述べ、家屋は被害者のものとなっている。ITT III 6556では、亡父が引き受けた或る者の養育義務に対して、裁判で、相続人が代って義務を遂行すべく判定が下っている。ITT III 6580では、兄/弟が勝手に売却してしまった弟/兄の家屋に関して、その賠償責任は、兄/弟の男子に向けられている⁴²⁾。

41) ITT II 3538 『青銅製の飾りのついた椅子(を納入すると書いた)大工職人ニギンガルキドゥの(証拠)記録が、ルニンギルスのところ(未納のまま)あるので、ニギンガルキドゥの息子パパは、彼のところへ行って、「もし3日間のうちに椅子を持参す(ればよし)、持参できなければ銀 $\frac{1}{2}$ マナを [ルニンギルスの息子]ル[イギマシェに支払]います」と言った(ということ)を)2名が証言した。大工職人パパは、裁判官の前でその証言を認めた。パパは、銀 $\frac{1}{2}$ マナをルイギマシェに支払うべし・・・』

42) ITT III 6580 『ウルガルの家屋敷を、彼の兄弟ウルシャガが売り、[ルガルキ]グブニが買った。ウルガルが訴えると、[ルガル]キグブニが彼のところへ現われて、[ウルシャガの息子]ナ[ルは、私に銀を戻してほしい。(それなら)[あなたは家屋敷]を取り戻してもよい』と彼に言い・・・』

以上のように、男子(相続人)は、父母の権利を継承するとともに、その債務や義務も同時に継承しなければならなかった。

3. 兄弟

ITT V 6754には、

[某]は、銀[]を[ネ]ネに渡し[た]。(そのことを記した)ネネの粘土板を、某は裁判官のと[ころ]へ持参した。ネネが死亡し、彼(=ネネ)は相続人を持たなかったので、 $\frac{2}{3}$ サル5 $\frac{1}{2}$ ギンの、ネ[ネ]の家屋敷は、ネネの兄[弟]ルニンシュブル[が取得した]。ネネの財[産の中から、ル]ニンシュブルは某に[その銀を返済すべく・・・]

とある。ネネは家屋敷を持っているからには、一家の主であろう。しかし、配属者に言及はなく、兄/弟ルニンシュブルとの居住関係も明らかではない。裁判の争点は、ネネが残した銀の返済であるが、兄/弟が遺産を取得し、その中から借金を返済することになる。兄/弟が遺産を取得するについては、判決理由は、妻や親に言及することなく、相続人がいないので、とだけ述べている。

相続人を持たない者の財産処分に関しては、他に ITT III 6439に言及があるが、ここでも死亡者の兄/弟がその遺産を取得している。先に述べたように、ITT III 6580では、弟/兄の家屋を兄/弟が勝手に売却している。

ヌジでは、実子、兄弟、養子がない場合に妻に財産順位が回ってくる[JEN: 333]。ウル第三王朝時代のシュメールでも、兄/弟に相続人がいない場合、他の者は措いて、傍系の弟/兄が財産取得の権利を得たのかもしれない。その場合、兄弟の同居、別居は問わないのだろうか。

なお、兄弟による財産の取得については、遺産は相続されるのではなく、取得されるのであって、そこには区別がある、という見解がある[Koschaker 1914 : 30-31; Ebeling 1938 : 458]。

4. 妻

妻が夫の遺産を相続すると明記した事例はないが、夫から贈与という形で、いくらかの財産を取得することはできる⁴³⁾。前にも述べたように、おそらく贈与物は現実には贈与者の死後、はじめて受贈者の手に渡ると考えられる。記録では、不自由労働者を贈与されることがもっとも多く、雄牛、家屋、地所が対象になったケースもある。ごく稀に

43) 夫から妻への贈与 : ITT III 5279, III 6528, III 6533, III 6557; VAT 12823; TCL V 6047 rev. i 6-11など。

は、夫がかなりの財産を妻に贈与してしまう場合もあったらしい。ITT III 6528には、

・・・カルラはかつて、[家屋]と動産を妻に贈り、王の名にかけてその誓約をした(という事実について)、(2名が)証人である。[ゲメイナンナ]ウヌガとその息子は証人に反論した。(しかし)[ゲメイナンナ]ウヌガは嫁として[舅の家と一緒に]住んでおらず、[カルラは息子を相続人から廃除したと(カルラの)妻が誓言した(ので)]・・・

とある⁴⁴⁾。カルラは、息子が家を出たため、彼を相続人から廃除し、贈与の形で、財産を妻に取得させた。カルラの息子はその後死亡し、子供を抱えたカルラの息子の嫁ゲメイナンナウヌガは、舅の死後、姑が受贈した財産に関して、おそらく我が子の相続権を主張して裁判を起こした、という状況と思われる。

贈与されたものは、受贈者の財産である。ITT II 3514には、

ウルレバドゥの妻ゲメゲシュティンアンナは、ニンギルスイシャを、神官 gūdu₁ キサルエヘドゥに贈った。彼女(=ゲメゲシュティンアンナ)の息子達の訴えが審べられた。ニンギルスイシャは、キサルエヘドゥ(のもの)と確定した・・・

と書かれている。このように、特有財産であればその処置は任意に行われうるが、現存記録では、このような例は稀で、たいてい、妻は自分の財産を自分の子に贈与している。現存の記録では、娘へ贈与する例がやや多い⁴⁵⁾。特に指定をしないで死亡すれば、すでに述べたように男子(相続人)に継承されたようである。

妻の財産は、後に述べるように、おそらく婚姻の際に実家から持参したものと、夫からの贈与が主なものであり、これらはおそらく夫の死後の生計の資本になるものである。

ITT III 5279は、保存状態の良い粘土板であり、

2%サルの家屋敷を、ドゥドゥの妻インナシャガは自分の銀で・・・購買した。ドゥドゥの生存中、その家はドゥドゥの息子ウルエニンヌが管理した。インナシャガが購買したのだから、その家屋敷の購買記録は、インナシャガのところで書かれた。家屋敷は自分の銀で買った(ということ)と、ドゥドゥの財産から支払ったのではない(ということ)を、インナシャガは誓って証言した。(かつて)ドゥドゥは、ニザの息子ニンアナを、妻インナシャガに贈った。ドゥドゥの(死)後、長官 ensi の

44) 粘土板の損傷がひどく、テキストだけでは判読しがたい。筆者はファルケンシュタインの補充 [Falkenstein 1956 II : no. 29] に拠った。

45) 娘への贈与については、本稿19頁; 息子への贈与に関しては、ITT II 3541参照。

許に、ドゥドゥの相続人達が(トラブルを)蒸し返してきた。ドゥドゥが不自由労働者を彼女に贈った(という事実を証言するために)裁判官の前に・・・(3名)・・・が証人として出て来た。ドゥドゥの相続人達は、彼等の証言を認めた。・・・ニンアナと家屋敷は、ドゥドゥの妻インナシャガ(のもの)と確定した。インナシャガは、ニンアナの娘達を、裁判官の前で解放した。ドゥドゥの相続人達は母の言葉を変更しないことを王の名にかけて誓・・・

と読める。父ドゥドゥの死後、相続人達が母インナシャガの家屋敷と不自由労働者を、おそらく父の遺産として相続することを訴求したのであろうが、家屋敷は、父すなわち夫の財を減らしたのではなく、自分の銀で(kù-sù-na-ta『彼女の手の銀で』)購買したこと、不自由労働者は夫からの贈与であったこと、を証文および証人を通じて証明することによって、これらがインナシャガの所有物であると裁定されている。そこで彼女はその財産を任意に処置することになる。この記録からは、妻が夫とは別に個人の銀を所有すること、その銀によって個人的に売買をする権利を持つこと、妻が購買主体であっても、夫の財を使えば夫/家の所有物となるが、妻の私的な銀によって得たものは妻の特有財産として、夫とは別に所有できることを知る。ここでも、夫婦の財産関係が別産であったことがうかがわれる。ITT II 920では、ハラバウなる既婚女性が家屋敷を、ITT II 3541では、ニングラなる既婚女性が不自由労働者を購入している。

夫からの贈与は妻の生計の資本となるが、その他に、妻が罹患した場合には、必要があれば夫はあとひとりの妻を娶り、病妻にはおそらく生涯の扶養料を支給するというも行われたようである[Falkenstein 1956 II : no. 6; 大江 1986 : 89]。

妻は夫の遺産を相続しないからか、また贈与だけでは生計が不安定であるからか、定かではないけれども、夫の死後の生活のため、夫が生前、妻の扶養を設定しておくことがあった。たとえばITT II 2781には、

[ル]バ[ウ]は、商[人]バアの(所有していた)[不自由労働者]である。ルバウは、バアの妻[ゲ]メラマに対して、彼女が生存している間中、[1(?)]年に大麦6グルと羊毛10マナと胡麻油6シラを与えることになった。ルバウに代ってドゥガジダが、(その扶養料を)ゲメラマに与えるべきである。ゲメラマが死亡したら、ドゥガジダとウルシュルギは、ルバウを分配し、世襲/父(?)の動産(も)分配するように・・・

とある。ドゥガジダとウルシュルギは、商人バアとその妻ゲメラマの男子である。記録には、母ゲメラマの扶養と父バアの遺産の処分が記されているが、裁判記録であるから、

違約か取り決めに対する不服かで、訴えがあったのであろう。記録からは、夫が、自分の死後の妻の生活に備えて不自由労働者を妻に与え、実際には彼を男子の一人に賃貸しすることによって扶養料を捻出する方策を採ったこと、父親の遺産の分配が妻の死亡まで保留されたこと、を知る。不自由労働者は、妻の死後男子達に分配される約束であるから、妻にはその用益権が与えられたことになる。父の動産は、おそらく扶養の約束を守らせるべく担保としてその分配を留保したもので、これも妻が用益したのかもしれない。

前記(12頁)した BM 19360の例は、妻に夫の遺産相続の優先権があるということではなく、筆者は、寡婦が、夫の死後の生活のため、家屋の用益権を与えられていたことから生じたトラブルであると考えている。

ITT V 6836は保存状態が悪く、断片的にしか読みとれないが、

・・・「銀[]マナと[大麦]とバターと布地の支給を2度(?)私は[妻]ウンミイシュタルに取らせたい」・・・[Falkenstein 1956 II : no. 8参照]

とあり、*ITT* II 931も意味不明な点が多いが、おそらく後妻の扶養に関して、父の死後、先妻の男子との間でトラブルが起った記録と思われる[Falkenstein 1956 II : no. 26]。

ITT III 6537には、

ルギナアプトゥムの家屋敷について、神官 gala ルガルナンガが告訴し、『私の家だ』と述べた。夫(=ルガルナンガの父)の(所有した)不自由労働者ルギナアプトゥムの家屋敷は、ルガルナンガの母のものである(という事実について)(3名)が誓って証言した。家屋敷と不自由労働者と彼の妻子は[ルガルナンガのものとして確定・・・]

とある。おそらく、父の死後、父の所有した不自由労働者をその妻が用益し、彼女の家に居住させた。元来、父母の遺産の相続権は男子(相続人)にあるため、母の死後、当然の権利として男子がその所有権を訴求したものと考えられる。

すでにみたように、男子(相続人)による父の遺産相続には、権利とともに、負債や義務も付帯したが、妻による夫の財産の取得には、現存の記録では、弁済責任を負ったものはない。妻すなわち母の特有財産は、たいてい、結局は彼女の子へ渡ることになり、母がその夫から得た用益権も、いずれ相続人(男子)のもとに渡る。

ところで、この時代には、母が子を売却する例が非常に多い⁴⁶⁾。おそらく、父すなわ

46) *ITT* II 925, II 936, II 2775, II 2802, II 3519, II 3532; III 5269, III 5657, III 6416, III 6568, III 6613など参照。*ITT* III 5269では、男子を、祖母と生みの母が売却している。

ち夫が不在の「家」だと思われるが、そこでの母と相続人の関係については、判然としない。

5. 女子

女子が父母の財産を取得する手段は二つある。相続人になること、および、贈与を受けることである。

ITT III 5276 rev. i 8 - ii 5 + *ITT* III 6570 rev. i 1' - 3' は、現存する記録では唯一、女子が相続人であることを明記したものである。

ウルシュルの娘ニンナムマフニとニンヘドゥは、ルガルイムルアの相続人である。ニバウは、ニンナムマフニと結婚したい旨を[ルガルイムルアに告げた]。ルガルイムル[アは、ニンナムマフニを自分の]相続人(の地位)から[外したということを]、2名の証人が誓った。(従って)ニバウは断念した・・・

と読める。ニバウが、ルガルイムルアの「家」に婿入りしないので、ルガルイムルアは養女を相続人の地位から廃除し、養女はニバウのところへ嫁した。おそらく、ルガルイムルアの死後、夫ニバウが、妻はルガルイムルアの遺産を相続する権利を持っていると主張することから、裁判がおこされたものと思われる。

現存している記録でみる限り、女子が相続人になる比率は低い。ヌジでは、実男子がいない場合、女子を相続人にするケースもあるが、女子がいても男性の養子を入れて、彼を第一順位の相続人と定め、娘と婚姻させる場合がある[Paradise 1980: 191]。

贈与に関しては、次のような記録が残っている。

ITT II 928: 母が自分への贈物 sag-PA.ĜÚB[DU(?)] であったところの2名の不自由労働者 géme とその子供達を女子に与える。

ITT II 932: 父が、死亡する約10年前に、1名の不自由労働者 géme を贈物 sag-(PA)ĜÚB とし女子に与える。

ITT II 3529: 母が、自分への贈物 sag-PA.ĜÚB であったところの家屋敷を、嫁に与える。

ITT III 6533: 20年前に夫から贈られた1%サルの地所を、妻すなわち母が女子に与える。

ITT III 6563: 母が、自分への贈物 <sag>-[PA.]ĜÚB であったところの1名の不自由労働者 iru を女子に与える。

上述の贈与に対して、4件について男子(相続人)がその所有権を主張して裁判をおこなっているが、贈与と判明したため権利を放棄している。また *ITT* II 3529では、母の兄

/弟が所有権を主張して裁判をおこすが、姉/妹のものであったことが確認されたために権利を放棄している。

さて、上記の贈与の記録をみると、術語 *sag-rig₇(PA.HÚB.DU)/rig₈(PA.HÚB)* の多いことに気付く。裁判記録で使われた *sag-rig₇/rig₈* の術語は、ほとんどこれで全てである⁴⁷⁾。ハンムラビ「法典」には、通常、女子は婚姻に際して、実家の父から嫁資 *šeriktum* をもらい⁴⁸⁾、嫁したのちは夫から贈物 *nudunnûm* を受ける⁴⁹⁾ ことが規定されている。裁判記録その他からも、それが実証されるが、ウル第三王朝時代の記録からは、婚姻に際しての嫁資について、特別な術語や、明文化したものは全く見出すことができない。ところが、ウル第三王朝滅亡約一世紀後の、イシン王朝第5代王リプトイシュタルが編纂させたとみられる、リプトイシュタル「法典」には、ハンムラビ「法典」と同趣旨の、嫁資についての言及があり、ここでは、*šeriktum* に相当する術語として、シュメール語で *sag-rig₇* が書かれている⁵⁰⁾。 *sag-rig₇(Akk. šarākum; nudunnûm)*⁵¹⁾ は、元来、神への奉納を含めて贈物一般を意味していた。しかし、ウル第三王朝時代には、その一部を術語 AMU.RU で表現するようになり、*sag-rig₇* は、管見の限り、ほとんど女性や女性神への贈物に限定して使われたようである。*sag-rig₇* の詳細については、稿を改めて述べることにするが、上記の贈与記録にある *sag-rig₇/rig₈* は、記録に説明はないけれども、リプトイシュタル「法典」にもみられるように、おそらく彼女等の嫁資を指していたと考えられる。ITT II 3529は、姉/妹が実家の父から婚資(*sag-rig₈*)として贈られた家屋敷について、その兄/弟が所有権を主張して争った記録なのではなからうか。

現存の記録では、女子に対する贈物は、父親よりも母親から与えられていることが多い。ただし史料の絶対数が少ないので、妥当か否かは疑問である。

女子について著しい特徴は、相続の絡んだ裁判において、被告となることはあっても、一度も、原告として所有権を主張するというケースがないことである。一度も裁判主体

47) 他に TCL V 6047 rev. i 6.

48) CH 137-138, 142, 149, 162-164, 167, 171-174, 176, 178-184. 用語については, *AHw* p. 1216 *še/iriktu(m)*; *MSL* XIII p. 249 Section 12 8-9参照。

49) CH 150, 171-172.

50) CL 24: *sag-rig₇ é-ad-da-na-ta mu-un-túm-ma* 『 . . . 父の家から持参した嫁資 . . . 』

51) *ŠL* 115 182) 参照。

にならないのは単なる偶然だろうか。

おわりに

以上、裁判記録を手がかりにして、ウル第三王朝時代の都市(ラガシュ)民の相続のあり方を見てきた。これまでほとんど研究がないので、確認できる事柄をできるだけ具体的な形で呈示しようと試み、そのためにやや繁雑になった。

当時の相続の目的は、一般にはもっぱら財産であり、男子が優先的に相続をする。相続権を持たない妻も、実質的にはある程度の保護を受けていたようにうかがわれる。父母の財産は、相続や贈与を通じて結局ほとんど相続人へ継承されているので、親族の輪の中では財産は分散しない。ただし、相続人は複数であり、世代ごとに財産の分割を繰り返していくから、彼等が共同相続をしない限り、家産は徐々に細分されていくことになる。

本稿で対象にした人々は、比較的小規模な「家」を構成し、財産関係もこの枠内だけで完結しているようにみえることは、はじめに述べた。実際に彼等の「家」の最奥の構造がどのようになっていたか、現在の段階では結論の出せる問題ではないが、裁判記録に記された相続にみる限り、一部の研究者のように、その実質的な財産関係を「占有」と解釈する必要性はないように思われる。これから、新たなテキストをまっけて、ここに確認したひとつひとつをさらに掘り下げていかなければならない。

参考文献

Diakonoff, I.

1972 Socio-Economic Classes in Babylonia and the Babylonian Concept of Social Stratification, *ABAWNF* 75.

1975 The Rural Community in the Ancient Near East, *JESHO* 18.

Durand, J.-M.

1977 Une condamnation à mort à l'époque d'Ur III, *RA* 71.

Ebeling, E.

1938 Erbe, Erbrecht, Enterbung, *RIA* 2.

Edzard, D.

1968 *Sumerische Rechtsurkunden des III. Jahrtausends: ABAWNF* 67.

Falkenstein, A.

Die neusumerischen Gerichtsurkunden.

1956 I : *Einleitung und systematische Darstellung.*

II : *Umschrift, Übersetzung und Kommentar.*

1957 III : *Nachträge und Berichtigungen, Indizes und Kopien.*

1960 Kontakte zwischen Sumerern und Akkadern auf sprachlichem Gebiet, *Genava* 8.

Gelb, I.

1972 From Freedom to Slavery, *ABAWNF* 75.

1979 Household and Family in Early Mesopotamia, *State and Temple Economy in Ancient Near East* 1: *OLA* 5.

原田慶吉

1967 『楔形文字法の研究』, 東京.

Jacobsen, Th.

1957 Early Political Development in Mesopotamia, *ZA* 52.

Koschaker, P.

1914 Observations juridiques sur <<ibila-ablum>>, *RA* 11.

中原与茂九郎

1963 シュメール土地制度について——初期王朝時代まで——, 『人文』京都大学教養部, 9.

大江節子

1986 ウル第三王朝時代の婚姻について, 『ラーフィダーン』7.

Owen, D.

1980 Widows' Rights in Ur III Sumer, *ZA* 70.

Paradise, J.

1980 A Daughter and her Father's Property at Nuzi, *JCS* 32.

Roth, M.

1979 *Scholastic Tradition and Mesopotamian Law* (Ph. D. Dissertation, Univ. of Pennsylvania).

1984 A Reassessment of *RA 71* (1977) 125ff., *AfO* 31.

Sjöberg, Å.

1967 Zu einigen Verwandtschaftsbezeichnungen im Sumerischen, *Heidelberger Studien zum Alten Orient*.

Skaist, A.

1975 Inheritance Laws and their Social Background, *JAOS* 95.

Sollberger, E.

1976 Some Legal Documents of the Third Dynasty of Ur, *AOAT* 25.